

令和4年12月6日
総合政策局運輸審議会審理室

運輸審議会会長及び会長の職務を代理する常勤の委員の選任について

運輸審議会会長に ほりかわ よしひろ 堀川 義弘 氏、会長代理に わだ たかし 和田 貴志 氏を選任

運輸審議会の まき みつる 牧 満 前会長は令和4年12月5日付けで運輸審議会委員の任期が満了し、ほりかわ よしひろ 堀川 義弘 氏が本日付けで新たに委員に任命されました。

牧前会長の任期満了に伴い、国土交通省設置法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり、本日付けで会長及び会長の職務を代理する常勤の委員（会長代理）を選任しました。

記

会 長

ほりかわ よしひろ
堀川 義弘

（元 三井住友DSアセットマネジメント（株）副社長執行役員）

会長代理

わだ たかし
和田 貴志

（元 日本通運（株）常勤監査役）

【参考】国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（会長）

第十七条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

3 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

【お問合せ先】

総合政策局運輸審議会審理室 渡眞利、本間
（直 通）03-5253-8810

運輸審議会について

1. 位置付け

運輸審議会は、国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関

2. 主な審議事項

- ・ 鉄道・軌道の旅客運賃等の上限の設定及び変更認可
- ・ 乗合バスの運賃等の上限の設定及び変更認可
- ・ タクシーの特定地域の指定等
- ・ 混雑空港を使用して運航を行うことの許可
- ・ 安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定及び改定

3. 委員名簿（令和4年12月6日現在）

会 長 堀川 義弘 （元 三井住友DSアセットマネジメント(株) 副社長執行役員）

会 長 代 理 和田 貴志 （元 日本通運(株) 常勤監査役）

委員（非常勤） 山田 攝子 （弁護士）

委員（非常勤） 二村 真理子 （東京女子大学現代教養学部教授）

委員（非常勤） 三浦 大介 （神奈川大学理事・法学部教授）

委員（非常勤） 大石 美奈子 （(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費生活アドバイザー）

○会 長

ほりかわ よしひろ
堀川 義弘

昭和59年 4月 (株)住友銀行入行
平成31年 4月 三井住友DSアセットマネジメント(株)副社長執行役員
令和 4年12月 6日 運輸審議会委員(新任)
6日 運輸審議会会長

○会長代理

わだ たかし
和田 貴志

昭和51年10月 日本通運(株)入社
平成26年 6月 日本通運(株)常勤監査役
平成30年 7月 6日 運輸審議会委員(新任)
令和 3年 7月 6日 運輸審議会委員(再任)
4年 3月 1日 運輸審議会会長代理
12月 6日 運輸審議会会長代理(再選)